

審査基準（公表用）

様式第3号

所管課 建築住宅課

法令名	建築基準法			法令の番号	昭和25年法律第201号			
許認可等の種類	特殊建築物の位置の許可			根拠条項	法第51条			
審査基準	<p>○建設省通達に準ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「卸売市場、ごみ焼却場等の都市供給処理施設に関する建築基準法第51条の規定の取扱について」（昭和35年1月25日建設計発29号） ・「建築基準法第51条に掲げる卸売市場の定義について」（昭和39年3月14日住指発34号） ・「産業廃棄物場の処理施設等の取扱について」（昭和47年12月8日住街発90号） ・「建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく処分について」（昭和49年4月8日住街発700号） <p>※都市計画審議会の議を経る必要がある。</p>							
	受付機関	土木事務所	処理機関	建築住宅課	交付機関	土木事務所	標準処理期間90日	目次NO
						標準経由期間	日	